

いわて高等教育コンソーシアム（文部科学省戦略的大学連携支援事業）事務局細則

（平成 20 年 12 月 16 日制定）

（趣旨）

第 1 条 この細則は、いわて高等教育コンソーシアム（文部科学省戦略的大学連携支援事業）規程第 7 条の規定に基づき、いわて高等教育コンソーシアム事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定める。

（任務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を実施する。

- 一 構成校との連絡調整に関する事。
- 二 理事会の庶務に関する事。
- 三 運営委員会の庶務に関する事。
- 四 各プロジェクト委員会の庶務に関する事。

（組織）

第 3 条 事務局は、次の掲げる者をもって組織する。

- 一 岩手大学から選出された者
- 二 岩手県立大学から選出された者
- 三 岩手医科大学から選出された者
- 四 富士大学から選出された者
- 五 盛岡大学から選出された者
- 六 その他事務局長が必要と認めた者 若干名

（事務局長）

第 4 条 事務局に事務局長を置き、構成員の互選により選出する。

- 2 事務局長に事故があるときは、あらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

附 則

この規則は、平成 20 年 9 月 26 日から施行する。